一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　令和　8年　11月　1日～　令和　10年　10月　31日

2．内容

目標1　育児休業を取得する職員の取得率、および復職率をともに１００％にする。

＜対策＞　育児休業者の代替要員の確保

目標2　育児休業から復帰する職員のうち希望する者に短時間保育や早番遅番免除の適用率を１００％にする。

＜対策＞　復帰後の労働条件を育児休業前と同一となるよう配慮する。